

第2期アルコール健康障害対策基本計画（抜粋）

参考資料2

【第2期計画の重点課題について】

※第2期アルコール健康障害対策基本計画より抜粋

＜重点課題＞

- ・ 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

＜取り組むべき施策＞

- ① 20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者の飲酒リスクの普及啓発及び不適切飲酒を未然に防ぐ取組の徹底を引き続き実施する。
- ② また、将来的なアルコール健康障害の発生につながる健康リスクの高い飲酒習慣や、アルコール関連問題の要因となり得る一時多量飲酒のリスクに対する理解の促進を図る。
- ③ 飲酒に伴う健康影響は、年齢、性別、体質等に応じて異なることを踏まえ、誰もがアルコール健康障害の問題を我が事と認識できるように、特に健康影響を受けやすいと考えられる女性・若年者・高齢者など、特性に応じて留意すべき点等をわかりやすく啓発を進める。
- ④ 酒類業界においても、国や地方公共団体によるこれらの普及啓発と連携し、不適切な飲酒の誘因防止の観点から、アルコール飲料の公告・表示等における自主的な取組を引き続き進める。

＜重点目標＞

- ・ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を男性13.0%、女性6.4%まで減少させること
 - ・ 20歳未満の飲酒をなくすこと
 - ・ 妊娠中の飲酒をなくすこと
- を重点目標として設定する。

【基本的施策】

※第2期アルコール健康障害対策基本計画より抜粋

Ⅳ 基本的施策

1. 教育の振興等

(4) 広報・啓発の推進

- 国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するよう、飲酒量をはじめ、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってどのようなリスクがあるのか等、具体的で分かりやすい「飲酒ガイドライン」を作成する。また、飲酒習慣のない者に対し、飲酒を勧奨するものとならないよう留意しつつ、様々な場面での活用、周知を図る。【厚生労働省】

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(2) 表示

- 酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及が進んでいることや、1(4)①の「飲酒ガイドライン」の内容、活用・周知の状況も踏まえつつ、酒類の容器にアルコール量を表示することについて速やかに検討を行う。【国税庁】